（第2号様式）

借　用　証　書

収　入
※下記により印紙税を控除
印　紙

金額	百万	拾万	万	千	百	拾	円

借受人は、公益財団法人那覇市育英会貸与生決定通知（令和　　年　　月　　日付那育英第　　号）のとおり、頭書金額の貸与決定を受けた。

私たちは、貸与を受けた後の償還について、公益財団法人那覇市育英会「定款」及び「学資の貸与条件及び償還の方法に関する規則」並びに下記条項を遵守し、債務を履行する。

記

（償還の方法）

第1条　貸与金の償還期間は、令和　　年　　月から令和　　年　　月までとし、次のいずれかの方法により償還する。

(1) 年賦償還　毎年12月末日までに＿＿＿＿＿円ずつ償還し、最終年賦は＿＿＿＿＿円とする。

(2) 月賦償還　毎年、毎月末日までに＿＿＿＿＿円ずつ償還し、最終月賦は＿＿＿＿＿円とする。なお、月額割賦金に端数が生じた場合は最終回で調整する。

2　借受人又は連帯保証人は、申出により、繰り上げて償還することができる。

3　償還金の払込方法は、特別な事情があると認められる場合を除き、預金口座振替とする。

（変更事項の届出）

第2条　借受人又は連帯保証人は、その氏名、住所等記載事項に変更があったときは、直ちにその旨を、必要書類を添えて、公益財団法人那覇市育英会（以下「当法人」という。）に届け出なければならない。

（連帯保証人の変更）

第3条　借受人又は連帯保証人は、連帯保証人が債務保証能力を失ったとき等連帯保証人を変更する必要が生じたときは、当法人の承認を得て、変更しなければならない。

（連帯保証人の責務）

第4条　連帯保証人は、借受人と連帯して第1条に定める方法により債務を履行するものとする。

（協議事項）

第5条　この「借用証書」及び「学資の貸与条件及び償還方法に関する規則」に定めのない事項については、当法人と借受人が協議のうえ、処理するものとする。

※租税特別措置法第91条の2第2項の規定の適用により印紙税が課されない。

借受人及び連帯保証人は、本書2通を作成し署名押印のうえ、当法人と借受人が各1通を所持する。

令和　　年　　月　　日

公益財団法人　那覇市育英会 理事長　殿

借受人	氏名（署名）	年　月　日生					印
	住　所	〒 電話番号					
連帯保証人	氏名（署名） 父又は母（原則）	年　月　日生					実印
	住　所	〒 電話番号					
	借受人との関係		職業		職場名 電話番号		
	氏名（署名）	年　月　日生					実印
	住　所	〒 電話番号					
	借受人との関係		職業		職場名 電話番号		

※連帯保証人は印鑑証明書（市区町村発行、コピー不可）を添付すること。

※電話番号は日中連絡のとれる番号を記入すること。